

## 障害福祉施設等災害復旧費補助金の申請について

このたびの地震により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

障害福祉施設等の災害復旧に伴う補助金について、当該補助金の活用見込みがある場合、**別紙「留意事項」をよくご確認の上、**下記により関係書類を提出していただきますようお願いいたします。

なお、期日までに提出が困難な場合は、その旨ご連絡いただきますようお願いいたします。

### 1 対象施設(障害者総合支援法、身体障害者福祉法関係)

障害福祉サービス事業所(療養介護事業、生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業、及び就労継続支援事業を行うものに限る。)、障害者支援施設、居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所、短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設、盲人ホーム、市町村障害者生活支援センター、地域活動支援センター、福祉ホーム

### 2 対象金額

80万円以上 ※対象金額は、保険で対応される分を控除した金額です。

### 3 対象経費

障害福祉施設の災害復旧(施設の復旧と一体的に復旧されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた復旧を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事費の2.6%に相当する額を限度とする。)

<対象とならないもの>

土地の買収又は整地に要する費用、明らかな設計の不備等によるもの、維持管理を怠ったことに起因して生じたもの、実地調査前復旧を行ったもののうち、写真等により被災の事実が確認できないもの 等

### 4 補助率

補助率:3/4(負担割合:国1/2、県1/4、設置主体1/4)

### 5 提出書類及び提出部数

- ・様式1号(総括表)
  - ・様式第2号(協議書)
  - ・その他添付書類(見積書、被災箇所を朱記した建物配置図、写真(番号を付し災害箇所と対比させること))
- ※上記書類についてメールで御提出ください。

### 6 提出期限

令和8年1月27日(火)

※協議書類については、災害発生の日から30日以内に中国四国厚生局に提出する必要があります。

### 7 提出先

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課 生活支援・指導担当

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1-220

TEL:0857-26-7655 FAX:0857-26-8136 E-mail:shougaifukushi@pref.tottori.lg.jp